

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（第1回）

議 事 次 第

令和6年3月28日（木）
14：00～16：00
W e b 会 議

（議事次第）

1. 開会
2. 検討会について
3. 構成員自己紹介
4. 地方公共団体の調達関連手続についての事業者の意見等について
 - ・新経済連盟からの発表
 - ・全国商工会連合会からの発表
 - ・全国中小企業団体中央会からの発表
 - ・日本経済団体連合会からの発表
 - ・日本商工会議所からの発表
5. 検討の状況等について
6. 意見交換
7. 閉会

（配付資料）

- | | |
|-----|-----------------------------|
| 資料1 | 開催要綱 |
| 資料2 | 新経済連盟提出資料 |
| 資料3 | 全国商工会連合会提出資料 |
| 資料4 | 全国中小企業団体中央会提出資料 |
| 資料5 | 日本経済団体連合会提出資料 |
| 資料6 | 日本商工会議所提出資料 |
| 資料7 | 地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化について |

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会 開催要綱**1. 趣旨・目的**

社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続について、地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化することや、従来型の対面・紙による方法を改め、デジタル技術を活用した方法により、デジタル完結・ワンスオンリー化を実現していくことが要請されている。

これを踏まえ、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（以下「検討会」という。）を開催するものとする。

2. 検討事項

検討会においては、地方公共団体の入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化、広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法その他の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討する。

3. 検討会構成員

検討会は、以下のメンバーをもって構成する。

また、調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化に関し具体的な検討を行うため、「項目・申請方法等検討部会」を、調達関連手続のデジタル化に関し具体的な検討を行うため、「システム検討部会」を開催するものとする。これらの部会も、以下のメンバーをもって構成する。

【メンバー】

愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

【オブザーバー】

全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府、デジタル庁

4. 座長

- (1) 検討会に、座長を置く。
- (2) 座長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 座長は、会務を総理する。

5. 部会長

- (1) 部会に、部会長を置く。
- (2) 部会長は、総務省自治行政局行政課長とする。
- (3) 部会長は、会務を総理する。

6. 議事

- (1) 座長は、検討会を招集し、主宰する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に検討会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 部会長は、部会を招集し、主宰する。
- (4) 部会長は、必要があると認めるときは、必要な者に部会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (5) 検討会及び部会は非公開とする。
- (6) 資料及び議事要旨は原則公表する。ただし、公表することにより、当事者若しくは第三者の利益を害するおそれがある場合など、座長又は部会長が必要と認める場合については非公表とすることができる。

7. その他

- (1) 検討会及び部会の事務局は、総務省自治行政局行政課が担う。
- (2) 本要綱に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、座長が定め、部会に関し必要な事項は、部会長が定める。



地方公共団体の 調達関連手続の 標準化・DXについて

2024年3月28日

ポイント

- 人口減少が進む中、財政の健全性の観点からも、地方行政にも更なる効率化が求められる。共通化できる領域では極力共通化を図るべきである。
- 調達される物品やサービスに地域の独自性が入ることまでは否定しないが、調達プロセスそのものには独自性は必要ない。
- 二地域居住やテレワーク、あるいはデジタルノマドといったライフスタイルには、場所を選ばずデジタルで業務を行える環境が重要。公共調達に限らず、経済活動のベースとなるシステムは全国共通のものとしていくべき。
- 国においては、北海道から沖縄まで、電子政府調達システム（GPES）等の統一された基盤で調達を実施。地理的条件の差異にも十分対応している。
- ついては、調達プロセスに関し、このシステムを国と地方公共団体との共同利用する形とすべき。

Chapter 01

新経済連盟の基本的な考え方

「JAPAN TRANSFORMATION」－ 日本を根本的に変えていく

人口減少

低成長

内向き志向の
社会・経済

世界的に
高い税金

デジタル
対応の遅れ

多様性を
欠く社会

硬直化した
政府



JAPAN TRANSFORMATION
日本を根本的に変えていく

日本を「人・知・金」が世界から集まる国に

新しい時代に向かって、この国を変えていかないと未来はない
アントレプレナーの力で日本を変える

1 民でできることは民に

- 政府の役割は、この原則から逆算
- 「民」が中心の**フィランソロピーエコシステム**を醸成

2 世界的に高い税金の引下げ

- 高い税金の国は必ず衰退
- JXに必要な**あらゆる改革の大前提**

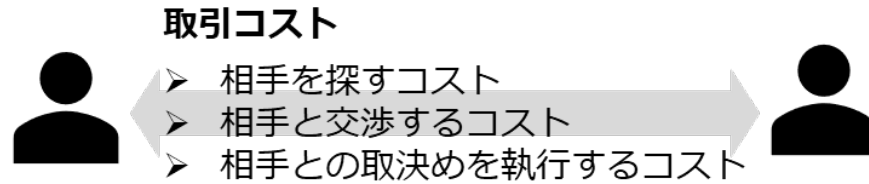
3 「新結合」の推進・活用

- デジタルにより流動化するあらゆるつながりを「新結合」
- 「新結合」により**新たな価値を創出し、生産性を向上**

JXの実現に必要な重要施策：③「新結合」の推進・活用

デジタル化の本質

人々のやり取りのコスト（取引コスト）を変化させ、単なる効率化にとどまらない**新たな価値を創造**



デジタル経済においては、**個人・企業・政府の姿**やこれら**主体間の関係が流動化**

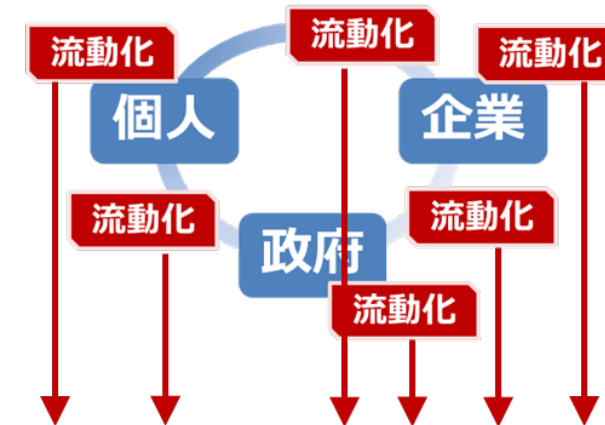
各主体の**新たなつながり**が可能にする**新たな価値の創造**により、**生産性の向上**を実現

- 企業などの組織も、人と人のつながりの一つの形であり、組織そのものの姿にも**変革が求められる**
- デジタル化により失われる仕事から**新たな仕事**へとスムーズに移ることを可能とし、**トータルでの雇用を増加させる**ことは、**デジタル化の徹底に当たっても必要不可欠**

アナログではコストが見合わなかった**新しいビジネスモデル**を可能に

- 遠く離れた場所への**市場の拡大**
- ニッチな市場での**ビジネス**（ロングテール）
- シェアリングエコノミー

デジタル・ディスラプション

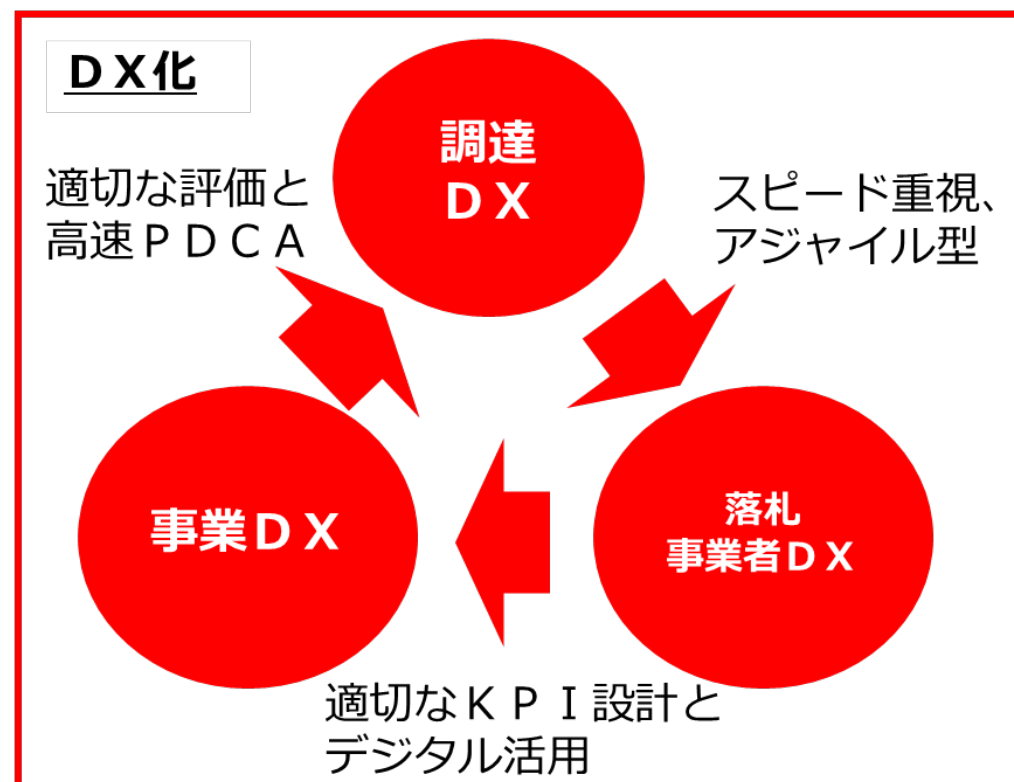
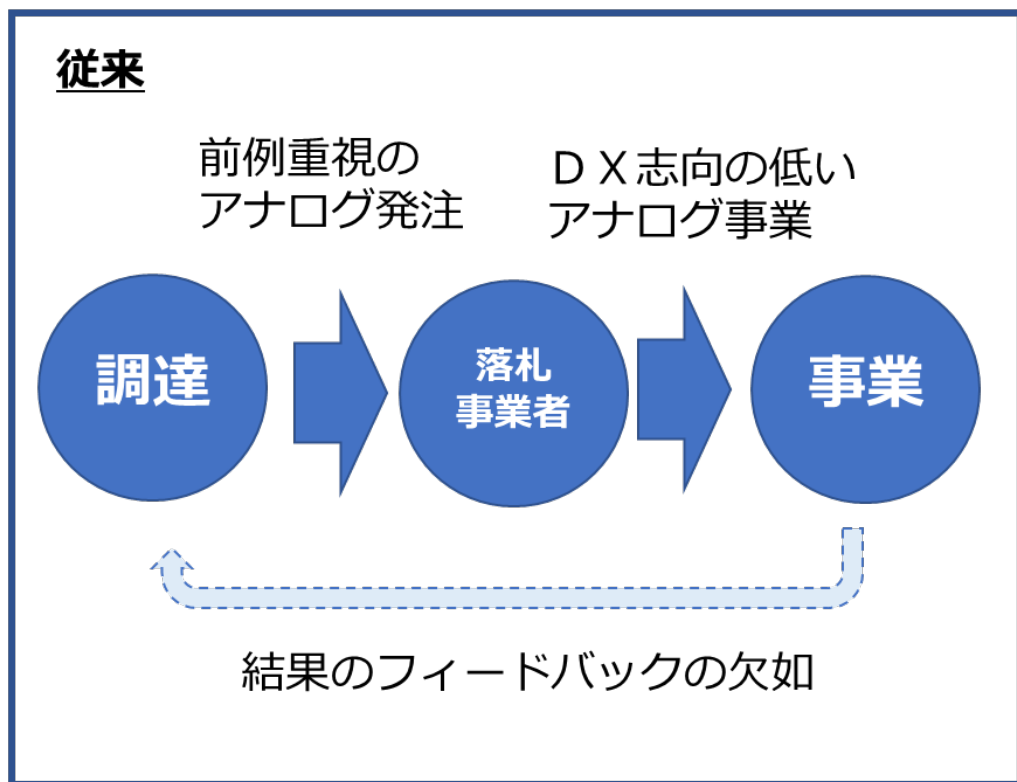


**「新結合」による
新たな価値の創造、生産性向上**

「新結合」（イノベーション）を生ま出すことができる柔軟な政策・ルールが必要

公共調達に関する新経済連盟の考え方①

- ◆ 公共調達におけるDX志向の低さが「デジタル敗戦」の要因の一つ
- ◆ 数十兆円規模の公共調達のDX化で、**社会全体のDX化の着火点に**
- ◆ DX化を徹底した新たな調達手法の確立し、**調達自体（会計制度含む）のDX化、落札事業者のDX化、事業のDX化を三位一体で進める**



公共調達に関する新経済連盟の考え方②

問題の所在

調達全体に関わる問題点

- ①担当者問題 ②参入障壁 ③情報公開の在り方 など

調達の事前段階

- ①情報収集の在り方、
②仕様書問題、③入札方式、
④選定プロセス、
⑤アナログ手続 など

実施運用期間

- ①KPI設定
②成果物の在り方
など

事後段階

- ①結果の検証
など

打ち手（例）

- ✓ 日本版SBIR制度を拡充し、サービス開発にも適用
- ✓ 調達ポータルへの案件・結果掲載義務化
- ✓ 担当者の配置・処遇等を通じた調達能力の向上

- ✓ 一般競争入札の「安かろう悪かろう」防止（技術点重点配分、事業内容に適した入札方式等）
- ✓ 必要な手続のデジタル完結

- ✓ 手続や成果物の納品等を柔軟化したアジャイル型入札導入（入札方式柔軟化）
- ✓ 民間側のKPI設定を評価する入札手法の導入

Chapter 02

調達関連手続における課題

調達関連手続に関する課題

- 地方公共団体において調達される物品やサービスについて、地域の実情に応じて一定の合理的範囲内で独自性が許容されるべき場合があることは理解。
- 他方、**調達プロセス自体に独自性が必要とは考えがたい**。地域の実情との関連性が明らかでなく、必要とは考えがたい項目や申請方法等を要求する場合や、アナログ手続きが未だ存在。
 - ※ 例えば、申請方法（電子か郵送か等）や、契約の適法性・適正性を担保する手続（書類の原本郵送や暴力団排除誓約、印鑑証明等）などに地域の独自性が必要なのか？
- 2021年10月の**総務省通知により標準項目等が示されたが**、「既存システムの改修」や「項目追加・削除の事務負担」などを理由に**標準項目等の導入は進んでいない**と認識。



- **地方公共団体の裁量が本来必要ない領域においても独自に基準やルール等が制定されたことで、地方公共団体には独自システムの運営・維持・保守コストが、事業者には各自自治体のシステムに対応するための追加コストが、そして双方に機会損失が生じているのではないか。**
- **結果、国全体としては大きな不経済が生じているのではないか。**

(参考) 調達関連手続における主な支障事例

入札参加資格審査申請等について

- 地方公共団体ごとに様式（記載・入力項目）や必要書類の種類、提出時期が異なるため、対応の違いがその都度生じて業務が煩雑化している。
- 入札参加資格申請の受付が随時行われていない地方公共団体もあるところ、取得に1か月以上を要する場合もあり、案件を見てから参加することができない。
- 入札参加資格審査の要件だけでなく、入札案件ごとの参加資格や仕様として要件を上乗せ（県内に事業所があることや過度な実績など）する例が散見され、新規参入や域外参入を困難にして公正な競争を阻害している。

申請方法・電子システム（入札参加資格申請・調達情報・入札など）について

- 未だに資料を郵送・持参させる地方公共団体が多い（持参に限定する地公体すらある）。電子媒体での提出もメールではなく、CD-ROM等の物理媒体を郵送・持参させている。仕様書を窓口に取りに来させる場合もある。
- そもそもシステムがない地方公共団体も多いが、システムが整備されている場合でも、地方公共団体ごとに整備されていて入力項目や仕様が異なるほか、UI・UXが悪く、事務が煩雑となっている。書面に押印したものをPDFに読み込ませて提出させたり、原本郵送を求めるなど、システムを導入した趣旨を没却している場合もある。

その他

- 電子契約ができない地方公共団体があり、紙の契約書だと契約締結までに時間がかかる（押印、郵送等）ため、事業の開始が遅れてしまう。また、その後の契約書の紙での管理も負担。
- 地方公共団体により調達方式の使い分けに差異があり、適切な方式を選択できていない。

Chapter 03

改善に向けた提案

標準化・DXの必要性

地方公共団体における調達手続の標準化・DXの徹底は
長期的に見れば必ず地方公共団体・事業者・日本全体にとってプラス



- 共通システムの導入・運用による、個々の地方公共団体におけるランニングコスト削減
- 標準化が進むことによる、地方公共団体全体を通じた調達に関するガバナンスの確立
- 特に中小規模の地方公共団体においては、デジタル人材が不足しており、未だ専門性の高い調達仕様書の作成等が困難な状況がある中、例えば共通システムの導入・運用によりその補完が可能となるなど、効率的な人材配置に寄与
- 標準化やDXにより調達コストの低減が図られることで、発注側の地方公共団体側、受注者側の事業者側双方に経済的メリットが生じ、経済が好循環
- 応札企業が多様化することでサービスが向上し、住民満足度が向上

留意事項など

地方公共団体における調達手続業務は様々な観点から改善の余地あり
これまでの手法に固執せず、使い勝手の良いものとするべき



- 標準化・DXの徹底に当たっては、GビズIDの活用やAPI連携等も図りつつ、KPIを設定し、着実な進捗管理やPDCAサイクルに基づく軌道修正を実施していくことが必要
- 特に調達事務については、初期の公募や契約内容に縛られない臨機応変な仕様の変更にも柔軟に対応できるアジャイル型プロセスの導入が不可欠
- 大手企業ばかりでなく、地元の中小企業や資金余力のないスタートアップ企業のこととも考慮し、発注内容や支払い等を工夫すべき

なお、

- 標準化・DXの徹底が必要な地方公共団体の手続は様々存在し、同様の問題（地方公共団体ごと手続バラバラ問題）を抱えることから、これを調達関連手続のみの課題と捉えることなく、包括的な対応が必要

国の調達システムの共用

国は全国で物品・役務の調達手続きを行うための統一システムを整備
地方公共団体もこれを利用すべき



- ▶ 多様な要素が絡む公共工事を除き、国の各省庁における調達は、北は北海道から南は沖縄まで、「電子調達システム」と「調達ポータル」から構成される「政府調達関連システム」に一元化。
- ▶ また、デジタル庁において検討中のシステム調達については、①機動的・柔軟な調達手続きの改善（アジャイル開発の取入れ）、②システム調達における発注者側の能力向上（調達仕様書の雛形の共用・開発等）、③中小・スタートアップ企業等の参入機会拡大、④ベンダーロックインの排除、⑤内部統制等による透明性の確保、という方向性が示されるとともに、「デジタルマーケットプレイス」のテスト版サイト公開。
- ▶ 国民の税金で用意されるシステムとは別に、住民の税金でこうしたシステムを整備するのは非効率。また、事業者目線では、国と地方公共団体とで受注元・納品先としての関係に差異はない。
- ▶ ついては、地方公共団体のみを対象とする標準化・DXを行うのではなく、国の調達システムを利用する方向とすべき。



ご利用のメリット

本システムは、調達案件の検索、電子入札・契約等の一連の手続きをオンラインで行うことができる府省庁共通のシステムです。本システムをご利用になることで以下のメリットがあります。

✓ 統一資格申請から入札・契約・請求までワンストップでできる

統一資格の申請から調達案件の検索、入札、契約、請求までの一連の業務をこのサイトで行うことができます。



調達ポータル

統一資格の
取得

調達案件の
情報収集

電子入札

電子契約

電子請求

✓ 調達情報を効率的に収集できる

✓ マイナンバーカードで利用者登録できる
(個人事業主・電子委任状を登録済の代理人のみ)

✓ 24時間365日利用できる

✓ 印紙税が不要 (役務の場合)

✓ 郵送費や交通費などを削減できる

【参考】（情報システム調達）短期的施策の方向性を取り込んだ将来像





Appenedix



会員企業から寄せられた意見①

- 入札資格審査申請において、自社の該当する業種が不明で都度問い合わせる必要がある。申請・入力項目だけでなく、業種分類の統一も必要。
- プロポーザル方式（優先交渉権者との交渉後随意契約）では、業者登録（入札参加資格審査申請など）が必ずしも必要ではないと考えられるが、事前に業者登録を求める地方公共団体もあり、限られた提出時期を逸して提案機会の損失が生じたり、事前登録に労力を要している。
- 入札以外の調達行為（企画提案、見積合わせ、オープンカウンター方式等）でも、対象案件ごとの特徴による差異とは関係なく事務手続等が統一されていないため、非効率。
- 入札参加資格取得に当たり、電子証明書の取得などの際に会社代表者個人に直接作業を依頼する必要があり、負担が大きい（会社代表者の住民票・印鑑登録証取得、申込書や委任状への記入・個人の実印での押印、個人宅での郵送物の受け取りなど）。
- まだ押印を求められる場合が多く、様々な種類の書面に押印を求められるほか、自治体ごとに必要な印鑑の種類も異なる。社内手続に多大な時間が要するとともに、関係する部門のテレワークが進めづらいなど、業務に支障。

会員企業から寄せられた意見②

- 調達方式の使い分けが地方公共団体により異なり、適切な方式を選択できていない。例えば、一般競争入札（総合評価）では、価格点と技術点での総合評価が一般的だが、一部の技術評価において仕様書に記載されている要件を逸する企画提案を求める評価項目も見られる（この場合、本来はプロポーザル（企画競争）方式で事業者選定すべき。）。地方公共団体側に調達に係るガバナンスが確立されていないことから、調達行為に係る統一的なガイドライン及び調達者側への研修等、支援の必要がある。
- 総合評価や企画競争の審査において、外部有識者など専門知識を有する審査員を置かず、内部職員のみで審査している地方公共団体が多く、職員の専門知識が不足しているために誤った知識に基づいて審査していると考えられる場合がある。一定規模以上の調達案件では必ず外部有識者を置くなどの対応が必要。
- 1回の調達手続で異なる業種の業務・製品等を調達しようとする結果、大規模事業者しか参加できず、元請業者による中抜きが発生してしまうケースがある。1回の調達手続で可能な業務等の範囲について一定の基準が必要。

会員企業から寄せられた意見③

- 単年度契約としている業務が多い中で、次回の調達時点において前回事業の検証ができておらず、前回事業の検証結果が明らかでない状況で、次回調達でも前回受注事業者が有利な状況が生じている。事業の中間報告を公表するなどの対応が必要。
- 新年度にならないと契約締結手続を進められない地方公共団体があり、継続的にサービスを提供している業務の場合、年度当初に契約がない状態でサービス提供せざるを得ない場合が生じている。新年度前に契約更新手続が進められるよう統一的な運用が必要
- 契約保証金の免除について、地方公共団体ごとに調整が必要な場合があり、一定規模以上の企業の免除など統一的な対応・基準が必要。また、保証金の振込期限がタイトな場合が多い。
- 業務の再委託を認める場合の要件や手続、その解釈が地方公共団体ごと、各案件ごとに異なっている。ルールや手続について統一化を進めるべき。



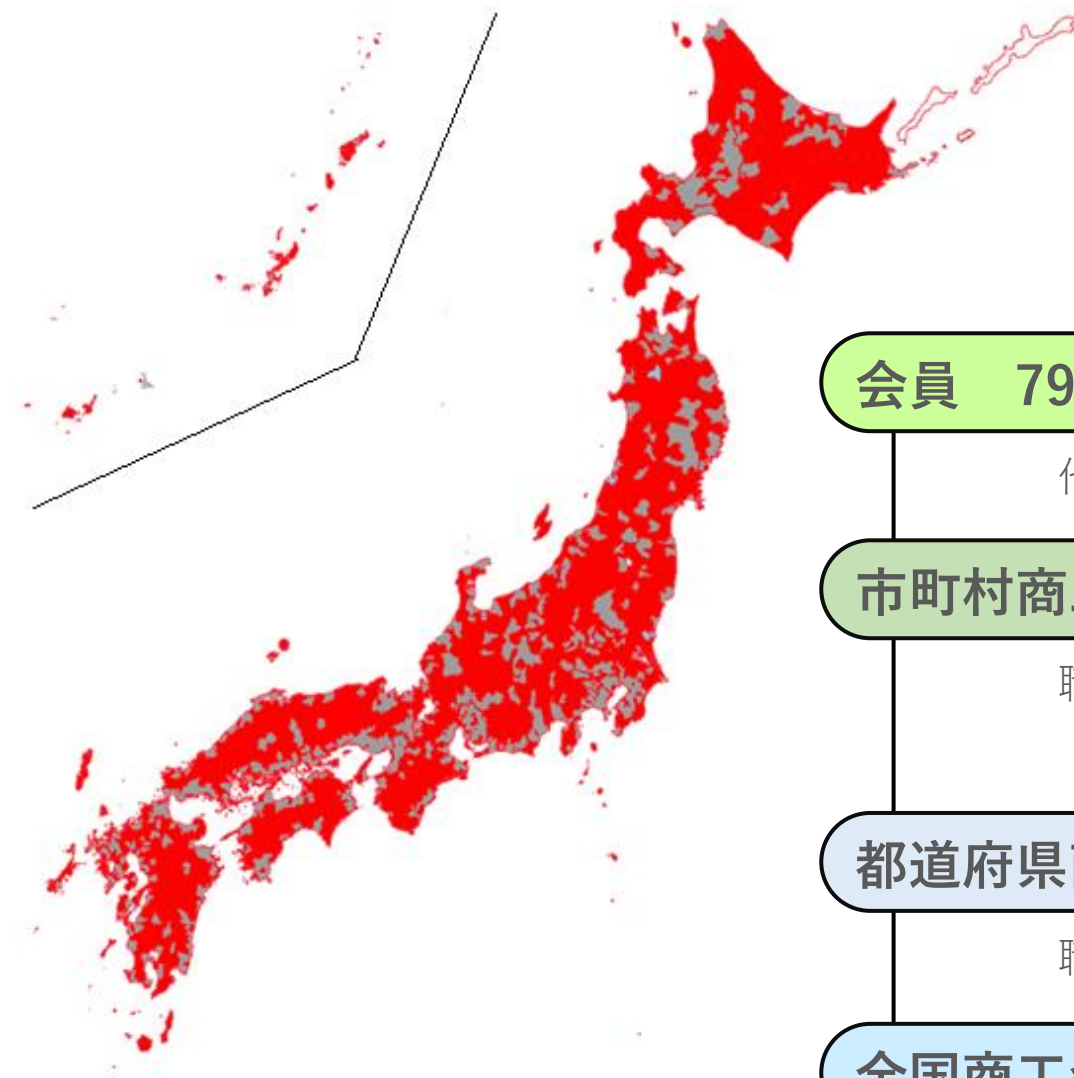
新経済連盟

Japan Association of New Economy

地方公共団体の調達関連手続きについての 小規模事業者への影響等について



1. 商工会の基礎的数値



令和5年4月1日現在

会員 790,705

他に、青年部員：37,435

女性部員：74,033

市町村商工会 1,635

職員総数：10,124人（1商工会平均6.1人）

うち経営指導員 4,084人

都道府県商工会連合会 47

職員総数 1,168人（1県連平均25.0人）

全国商工会連合会 1

職員総数 61人

2. 競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化による懸念

1. 一地方公共団体の入札しか参加していない小規模事業者にとっては、電子化・オンライン化のメリットは少なく対応の必要を感じにくい。
2. 電子化・オンライン化に対応できない小規模事業者が入札から排除されかねず、実施にあたっては丁寧な周知が必要。
3. 域内の小規模事業者保護の観点から、地方公共団体が措置している加点制度を維持できることが望ましい。

2. 競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化による懸念

4. 電子化・オンライン化のメリットを享受するのは、複数の地方公共団体の入札等に参加する中堅以上の事業者であると想定される。

5. 入札等に係る業務の一部分のみの電子化・オンライン化では、地方公共団体の業務を煩雑化することにもなりかねず、事業者にとっても分かりにくくなってしまうことが危惧される。

3. 競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化に向けた要望

1. 地方公共団体が政策的に入札等を実施している現状を踏まえ、これまで地域に根差す小規模事業者へ発注等ができていたスキームを壊すことがないよう配慮が必要。
2. 物品・役務の提供等について電子化・オンライン化を推進することは賛同するが、拙速な取り組みとなり途中で中止となることがないように調整をお願いしたい。

地方公共団体の調達関連手続の共通化 ・ デジタル化に係る実務検討会 資料

令和 6 年 3 月

 全国中小企業団体中央会

地方公共団体の調達関連手続についての事業者の意見等について

・ 令和5年3月29日開催、第10回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会において経済団体へ以下について意見聴取が行われた。

- ① 調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていること、手続において紙媒体での提出が求められていることによる具体の支障事例
- ② ①の支障に係る具体の改善策として考えられるもの
- ③ 標準化・電子化による地方公共団体側のメリットとして考えられるもの
- ④ 標準化・電子化に当たって留意すべき事項やデメリットとして考えられるもの
- ⑤ その他

①調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっていることによる具体的な支障事例

- 手続きや様式が異なっていることにより、担当者の作業負担が大きく、繁忙期には残業・休日労働が発生してしまう。働き方改革を進めているものの、一部門だけに負担がのしかかってしまうことで、不公平感が出てしまう。一方、手続き・様式が異なるために業務の標準化・分担もうまく進まず、社内の限られた人材で業務を行うとなると、経験のある担当者をお願いをせざるを得ない。
- 県内の各市町村多数へ入札申請している組合で「指名入札参加願い」が2年に1回の更新が、各自治体ごとにあり、参加願い様式が各自治体で記載項目が違うので、それぞれの自治体ごとの作成が必要となり、事務負担増に繋がっている。
- 参加申請の様式、必要な書類が異なり、個別対応が必要なため事務が煩雑。手続き期間もバラバラで、何度も足を運ぶ必要がある。
- 地方公共団体ごとのマニュアルに対応する必要があり煩雑。

- 入札参加資格申請において、入札参加希望をする区分が、県、市町村ごとに「希望する営業品目」において異なるため、どの区分に入札希望をしてよいのかわかりにくい。
- 県は、入札参加資格申請の記載事項に変更があり、事前に変更届を提出していても、入札参加資格申請の都度、変更後の書類提出を求められる。
- 同種・同類の案件についても、地方公共団体間はもちろん、部署や課によっても仕様書・契約書の条文が異なっている。
- 複数の自治体に書類を提出する際、それぞれの様式に記入しなければならず、事務員の事務負担が増大している。
- 入札参加資格登録の手続きで必要となる書類を、その時その時で用意しなければならないこと。

例) 履歴事項証明書(登記簿謄本)、決算書、納税証明書、定款、等

- 更新時期が違うことで、更新手続きという入札に乗るための手続きで同じような手続きが違うタイミングで来ること。
 - ※入札そのものについては、当然入札ごとが良いが、官公需を受けられる土俵に乗る手続きについて、同じような内容であるのにタイミングも手続き自体もそれぞれで行わなければならない手間は省略したい。
- 各市で調達において必要な単価の決定方法、決定時期等が異なることから、同様の手続きを何度も行う必要があり、限られた人数で業務を遂行するのに支障が生じている。
- 手続きよりも地元中小企業者の活用について地方公共団体の明確な意思表示をしてほしい。地元中小企業者をしっかり活用してくれるのであれば、多少の煩わしい手続きもそれほど苦では無いと考えられる。

②調達関連手続が地方公共団体ごとに異なっている支障に係る具体の改善策として考えられるもの

- 書式、必要書類の統一。納税証明や資格証明などの提出書類は自治体間で情報共有する。
- 与信調査のための添付書類は必要最低限とする。
- 国はすでに標準化・電子化されているが、各地方公共団体も標準化・電子化されれば効率化が図られる。
- 県及び市町村で、営業品目の統一をお願いしたい。
- 変更届提出済みの場合、書類提出を省略してほしい。

- 入札参加資格登録に必要となる基礎的資料については、ポータルサイトへの登録などで共有化もしくは一元化して、同じ手間の繰り返しをせずに済むようになることよい。

例)履歴事項証明書(登記簿謄本)、決算書、納税証明書、定款、等

- 更新時期を合わせられることよい。

※2カ所目、3カ所目の登録については、更新時期を最初に登録した時期に統一する。

もしくは、最初の取得のときに有効期間が決まると思うが、登録後に会社の運営上の都合(繁忙期は外すなど)によって更新時期の変更ができるようにすることでもよい。

③標準化・電子化による地方公共団体側のメリットとして考えられるもの

- 様式の統一や電子化により、事務処理の効率化に繋がり、職員の負担も軽減されることで事業者の生産性が向上する。また、標準化・電子化は、事業者だけでなく地方公共団体にも作業負担が軽減される等のメリットがある。
- 標準化及び電子化が推進されると、受注者側の登録情報が一元管理できるため、地方公共団体間の情報共有による利便性向上を図ることができる。
- 効率的な調達手続きの実現:標準化・電子化により、調達手続きが効率的に実施できるため、時間とコストの削減につながる。
- 調達の透明性と公正性の確保:標準化された手続きにより、調達の透明性と公正性が確保されることにより、入札参加者が公正に対応することで、契約先の選定が適正になされるようになる。
- 電子化によるペーパーレス化:電子化により、調達関連書類の作成・管理が容易になるため、ペーパーレス化が進む。また、ペーパーレス化によって、通常の企業の事務部門と同様に、書類の保管や検索が容易になって省スペースでの保管も可能になる。

- ビッグデータの活用: 標準化・電子化により、調達データがデータベースに蓄積され、ビッグデータの分析が可能になって、将来に向けて新しかったり効率性の高い調達施策の立案ができるようになるのではないかと。
- 経費の削減: 調達手続きが電子化によって効率的になり、経費の削減が実現できる。また、省エネ効果が期待できるため、そう多くはないが、地方公共団体の環境負荷も低減される。
- 標準化: 登録事業者が増えることでより公正な競争が期待できる。
- 電子化: 書類の転記やデータ化の必要がなくなり、事務作業の軽減につながる。
- 申請状況の一元管理が可能になり、進捗管理が容易になるほか、決裁期間の短縮につながる。
- 一元申請により共通部分の審査は県が行い、市町村独自の部分は市町村が審査を行うなど、審査に要する事務負担の軽減が期待できる。

④標準化・電子化に当たって留意すべき事項やデメリットとして考えられるもの

- これまで無かった項目の追加については、負担が増えることへの十分な説明が必要である。申請する側だけでなく、申請を受ける側においても、判断が簡単になるような仕組みが必要である。また、電子化にアレルギーをもった中小企業者は多いと考えられ、移行にあたっての十分な説明が必要であるとともに、使う側に立ったわかりやすい視点での制度化を望む。
- 様式の標準化をしたものの、地方公共団体によって独自様式の追加書類の提出が求められることとなると、また煩雑化に向かってしまう懸念があると考ええる。
- 電子化については、未だFAXが現役稼働している県内の企業・組合の実情を見ると、電子手続きの方法と周知、操作方法の浸透について熟慮が必要と考える。
- 申請内容が今よりも増加することや複雑化するなどの懸念がある。
- 電子化が入札参加の前提条件となると、電子化に対応できない事業者の受注機会が喪失する。

- 組合事務局の電子化は進んではいるものの、現状のネットやクラウドを基本とした電子化に対応できる人材の育成や確保は進んでいないため、どういうシステムになり、具体的にどういう手続きになるのかについては、丁寧にフォロー、説明をしてほしい。
- 本来適正かつ品質も確保できる地元業者が、手続き上の課題だけで受注が難しくなることはお互いに避けたい。
- 電子化、標準化で事務手続きが簡素化されることで、ブローカー業者が台頭してくる可能性は高く、その歯止めの策は事前に検討して手を打つことと、継続的にその視点でのフォローをしていくことが肝要である。
- アウトサイダーが増加し、地元企業、中小企業者が受注することが難しくなる恐れがある。電子申請をしても、添付書類は印刷して郵送しなければならない場合もあり、有効活用できていない。
- 大企業者の受注獲得機会が増加する恐れがある。

- 書類の電子化や簡略化により資格審査が充分に行われない可能性もある。
- 留意点として、システムやデータのセキュリティ、登録情報の有効活用が挙げられる。
- デメリットとして、ネットワークへの負荷増大、情報の管理体制構築が考えられる。
- 入札方法が標準化され電子化に限定された場合、ハード・ソフト両面での対応が求められ、その適応に差が生じる恐れがあり、中小事業者の受注機会が失われる可能性がある。
- 調達手段の標準化・電子化は、災害時において対応が困難になる恐れがある。仮に災害時、平時の取引先以外の代替調達先と取引する場合のことが考慮されていない。

全国中小企業団体中央会の活動について

中小企業団体全国大会決議

毎年1回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざしています。



令和5年10月、宮城県で開催された第75回全国大会



第75回全国大会（宮城大会）チラシ

第75回中小企業団体全国大会決議事項（令和5年10月11日）

【官公需対策の強力な推進】

＜重点要望＞

（1）自然災害からの復旧・復興に当たっては、緊急随意契約や前倒し発注を実施するなど、官公需適格組合等を積極的に活用すること。

また、防災・減災に向けて地方公共団体と災害協定等を締結している官公需適格組合等への優先発注に努めること。

（2）予定価格の積算は、省庁で異なる調査や額の決定方法を統一して、適正な単価設定を行うこと。特に、燃料、原材料や人材が確保しづらい状況に十分配慮し、最低賃金額の改定に合わせた人件費上昇分とともに、感染防止対策経費なども確実に盛り込むなど、予定価格の見直しに努めること。併せて、働き方改革関連法に対応した必要経費についても適切に計上すること。

（3）納期や工期などについては、配慮が必要なことから、全ての地方公共団体に対し、柔軟な設定を促す周知徹底を図ること。

また、発注機関は契約金額を一方的に減額要請しないこと。

（4）少額随意契約の意義を広く正確に広報するとともに、原材料費や人件費等の上昇及び消費税等を勘案の上、適用限度額を大幅に引き上げること。

全国中小企業団体中央会資料（参考資料）

個別要望事項

- (1) 「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」で示された中小企業・小規模事業者向けの契約目標額及び目標率について、必ず目標を上回る契約実績を達成すること。
- (2) 地方公共団体に対しても国等と同じく中小企業者向け契約目標額及び目標率の策定を義務付け、契約実績の確保に努めること。
- (3) 発注機関は、年間を通じて発注の平準化に努めること。
- (4) 地方公共団体を含めた各発注機関に対して官公需適格組合制度及び総合点数の算定特例制度の周知を図るとともに、官公需適格組合への受注機会の増大に向けた取組みを一層強化すること。
また、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の周知を目的とした「官公需確保対策地方推進協議会」を官公需適格組合、発注機関との意見交換の場として設定するなど、官公需施策等の課題把握と改善に努めること。
- (5) 官公需受注における地域中小企業の優先落札、社会課題に積極的に取り組む官公需適格組合に対して、官公需発注における評価制度を設けること。
- (6) 適正価格での受注確保のため、国等は「最低制限価格制度」を導入するほか、著しい低価格による落札が行われないよう「低入札価格調査制度」を積極的かつ適切に運用すること。また、対象を物品や役務の発注にも拡大すること。
- (7) 分離・分割発注の積極的な推進に努めること。
- (8) 官公需の印刷発注等における知的財産権の取扱いについては、権利範囲を書面で明確にするとともに、受注者の知的財産権の財産的価値について十分に留意した契約内容とするよう周知徹底を図ること。
- (9) 官公需適格組合における監理技術者等の在籍出向について、実態に配慮した要件に緩和すること。
- (10) 「官公需総合相談センター」への予算措置を講じること。
- (11) 官公需受注における公共調達制度（戦略的政府調達）を新たに導入し、長期購入契約の対象の拡大などに努めること。
- (12) 保健室備品の更新基準の制定と備品発注に当たっては官公需適格組合等を活用すること。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・ デジタル化に関する経団連要望

2024年 3月28日

一般社団法人 日本経済団体連合会

Society 5.0の扉を開くーデジタル臨時行政調査会に対する提言（経団連、2022年4月）

No. 41 地方公共団体における公共調達に関する手続の**デジタル完結**

（1）入札参加資格申請の電子化

入札参加資格を申請する際、まず申請書を取りに行き、印鑑登録証明書、納税証明書、履歴事項全部証明書、社会保険料納付済証明書等の必要書類を添付して郵送することが必要。資格取得後も、許可証等の変更事項があれば書面での変更届が必要となるため、**手続全体を電子化すべき**。また、**会社法人等番号等を活用したデータ連携により、必要書類の添付を不要とすべき**。

規制改革実施計画（2023年6月16日閣議決定）

a 総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手続について（略）今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。＜令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる＞

また、総務省は、**地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる**。＜継続的に措置＞

b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて（略）**書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求める**こととする。＜速やかに措置＞

- 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の普及・導入促進
- 必要書類の簡素化・手続の簡略化
- 手続のデジタル完結・ワンスオンリーの実現・徹底

(1) 地方公共団体ごとに定められる入札参加資格

- 地方公共団体ごとに認定が必要。
- **有効期間が定められているため、定期的な認定申請が必要。**
- 地方公共団体ごとに申請期間が定められているうえに、有効期間も異なるため、それぞれのHP等を巡回して申請の時期や方法を確認することが必要。
- **入札参加資格審査申請の必要書類が多く、そのうえ地方公共団体ごとに異なる。たとえすべてが電子化されたとしても、そもそもの手続が煩雑。**
リソースが限られるスタートアップでは、必要書類の準備だけで大きな負担。

(2) 依然として残る書面・押印の要請

- システム開発に主に適用される委託契約の場合、**契約毎に必要な書類一式を紙で用意・押印**したうえで、契約を取り交わす。**デジタル化には未だ至らず。**
- 誓約書は、地方公共団体セキュリティ規則や個人情報保護規則の遵守を目的として、各作業従事者個人による**署名や押印が必要となる場合が散見。**
- 紙による締結では、Word、Excelのフォーマットを利用し作成。
その際、契約書、再委託申請書等の複数の書類に同一の契約件名等の記載が必要で、かつ地方公共団体ごとに必要書類や記載必要箇所が異なる。
デジタル化による入力回数削減やエラーチェックができず、負担が大きい。

例 1

- ①登記事項証明書
- ②財務諸表のコピー
- ③国税の納税証明書
- ④本社所在地の都道府県税の税納税証明書
- ⑤暴力団の排除に関する誓約書
- ⑥役員等名簿
- ⑦委任状

例 2

- ①添付書類送付票
- ②利用登録申込書
- ③誓約書
- ④受任者情報届出書
- ⑤登録業種届出書
- ⑥委任状
- ⑦使用電子証明書届（ICカードを利用する場合）
- ⑧印鑑（登録）証明書（発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
法人の場合：法務局発行の印鑑証明書
個人の場合：市町村長発行の印鑑（登録）証明書
- ⑨法人の場合：登記事項証明書（発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
個人の場合：身分証明書（本籍地市町村役場で発行・発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
- ⑩成年被後見人、被保佐人、被補助人等について登記されていないことの証明書
（個人の場合・法務局で発行・発行から3ヶ月以内のもの・写し可）
- ⑪法人市（町）民税納税証明書（支店等の所在する市町村が発行する3ヶ月以内のもの・直近1年分・写し可・完納証明書不可）または法人等の設立・開設申告書の写し
- ⑫支店（営業所）の場所が確認できる概略図および営業所管区域が記載されたもの（様式任意）

例 3

- ①契約書（約款、仕様書、個人情報取扱いに関する特記仕様書）
- ②再委託申請書・承諾書
- ③作業責任者及び作業従事者届
- ④業務実施計画書
- ⑤誓約書

(1) 入札参加資格やその認定要件の共通化

案1：基本的な入札参加資格要件を共通化し、全省庁統一資格のように
1回の申請で全自治体に登録できるかたちの入札参加資格を国等が認定する。

案2：全省庁統一資格をもって調達参加資格を付与する仕組みとする。

案3：基本的な入札参加資格要件を共通化して国等が点数化し、
自治体ではその点数を活用して入札参加資格のランク付けを行う。

このとき、個人データの流通や自治体間の連携を阻害する
いわゆる「地方自治体における個人情報保護法制2000個問題」のような
状況の発生を防ぐため、**地方公共団体は原則として
追加の要件を設定することなく、国等の認定結果をそのまま採用**すべき。

(2) 入札参加資格申請に必要な書類の簡素化

- 入札参加資格を国等が認定する場合、必要資料は国等に提出する。
このとき、**デジタル原則を順守し、デジタル完結にて申請を行えるようにする。**
- 必要書類のうち**法人情報、納税状況、落札実績等、
国や自治体で保有している情報については、情報連携により提出を省略**する。
- デジタル臨調にて、法人基本情報データのベース・レジストリとしての整備に向け
対応を開始している。**ワンスオンリーを徹底**すべく連携をお願いしたい。

(1) 事務負担・コスト軽減

- **入札参加資格の審査・契約に係る事務作業等の負担・費用軽減**が期待できる。

(例)

- 契約書締結前：各書類フォーマットの作成、修正
- 契約書締結時：印刷、製本、押印、封入・封かん、郵送
- 契約履行後：ファイリング、保管
- 契約事務にかかる費用の削減
- 人件費、用紙代、コピー代、郵送代等の削減

(2) 行政サービスの向上・リソース分配の最適化

- 電子化・標準化で事務負担を軽減することで、
**行政サービス向上に資する施策検討等、
注力が必要な業務にリソースを集中させることが可能**となる。

※ 地方自治においても基本的な契約内容・必要情報等は共通しているものの、標準化すべき部分と自治体の判断に委ねる部分の線引きに一定の留意は必要。

(3) 多様な調達主体の参画・コスト軽減

- 手続簡素化により、**地域のスタートアップはじめ新しい主体の参画を促進**できる。
- 受注側の事務負担費用を削減し、入札価格を一部軽減できる。

地方公共団体の調達関連 手続の共通化・デジタル化 について

2024年 3 月28日

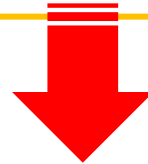
日本商工会議所

基本的な考え方と今後の方向性について

①

基本的な考え方

- ✓ 国・地方公共団体の調達関連手続については、「デジタル原則」に則り、入札参加資格申請や入札だけでなく、契約・請求・支払いなど手続の全ての段階を通して、デジタルで完結できることを目指すべき。
- ✓ すべての地方公共団体の調達関連手続について、単一の電子申請プラットフォームから手続可能であることが理想。
- ✓ 中小企業・小規模事業者の業務負担軽減に向けたデジタル化への支援も重要。



今後の方向性について

- ✓ 昨年12月に公表された総務省・地方財務会計制度に関する研究会報告書を受けて、入札参加資格審査手続の様式・項目等のさらなる共通化や共通システムの整備などについて具体的な検討を開始されたことを歓迎する。
- ✓ 単なるデジタル化に留まらず、事業者・地方公共団体双方の業務量を削減して生産性を向上させられるような自治体DXを目指していただきたい。
- ✓ 他方、中小企業・小規模事業者にはDXに対応できる経営リソースが十分でないため、電子申請等の利用が円滑に進められるよう、支援体制を強化されたい。

要望事項①（共通システムの整備について）

②

課題：申請の電子化・オンライン化に対応していない地方公共団体が存在

事業者の声

- ✓ 紙ベースでの申請しか出来ない地方公共団体は、コロナ禍後は減ったが、それでもまだかなり存在している。
- ✓ 電子申請・電子入札等の導入により、地方公共団体側も公平性のさらなる向上や事務負担の削減に繋がるのではないか。
- ✓ （あくまで体感だが）全地方公共団体が共通システムから申請可能なら、事業者側の業務負担は半分以下になるのではないか。

要望事項

- ✓ 入札参加資格申請について、全ての地方公共団体が電子申請に対応できるよう、必要な措置を講じられたい。
- ✓ 事業者の業務負担軽減の観点から、入札参加資格審査については、地方公共団体ごとでなく、共通システムで申請が行えるのが理想であり、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法などを主軸に、具体的な検討を進めていただきたい。

要望事項②（共通化、デジタル完結、ワンスオンリーの徹底）

③

課題：様式・手続の共通化、デジタル完結、ワンスオンリーの徹底がなされていない

事業者の声

- ✓ 同じ内容でも提出様式が少しずつ異なるケースがあり、作業の負担が大きい。
- ✓ **入札参加資格申請について、オンラインで完結するのは取引先の地方公共団体の1割程度**で、申請はオンラインでも別途、登記事項証明書や委任状等を郵送する必要がある、**事業者が電子申請で済ませたくても紙で出さざるをえない。**
- ✓ 提示を求められる書類は同じでも、PDF添付でよいという自治体もあれば紙の原本を郵送してほしいという自治体もあるなど、対応が異なるため改善してほしい。

要望事項

- ✓ 入札参加資格申請に関する**様式・手続の共通化を推進**するとともに、**地域の実情を踏まえた契約を締結できるよう、必要に応じて独自項目を設定可能にしていきたい。**
- ✓ 申請や申請書類の提出が**デジタルで完結する（紙媒体等でのやりとりが生じない）**ようにしていきたい。
- ✓ また、納税証明書・使用印鑑届など既に**一度行政機関に提出した情報については、共通に利用可能とすることによって、何度も提出が求められることがないよう、ワンスオンリーを徹底**していきたい。

要望事項③（電子契約の導入促進・押印廃止の徹底）

課題：電子契約の導入が進んでいない・押印廃止が徹底されていない

事業者の声

- ✓ 入札以降の契約・請求・支払等の手続は紙ベースで行われることが多い。電子契約を導入している地方公共団体はまだ少なく、紙で契約している地方公共団体が多い。
- ✓ 電子契約が導入された国交省や一部地方公共団体では、手続が容易になったという印象。また、電子契約では印紙税の納付が不要というメリットもある。
- ✓ 押印が必要な手続はかなり減ってきたという実感がある一方、担当部署・出先機関等によって押印の有無について判断が分かれることが散見される。
- ✓ 押印不要といっても、担当者によっては最後に必要と言われるケースがあるため、最初からすべて押印するようにしている。

要望事項

- ✓ 民・民では電子契約が浸透しつつあることから、地方公共団体でも電子契約の導入を推進していただきたい。
- ✓ 押印廃止を徹底していただきたい。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化について

調達関連手続の実態

①入札参加資格審査
(令第167の4、167の5)

②入札の公告
(令第167の6)

③入札
(法234③、令第167の8等)

④契約
(法234⑤)

⑤完了届・検査
(法234の2①、令第167の15)

⑥請求・支払
(法232の4等)

入札参加資格審査

地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない

各地方公共団体が地域の実態を踏まえて個別に設定。入札への参加を希望する事業者が各地方公共団体に申請

➔ 事業者が、同様の情報を複数の地方公共団体に対して提出

【例】

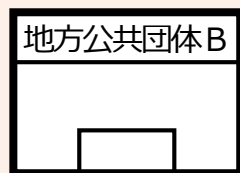
<事業者>



入札参加資格審査申請



有効期間 : **2年**
申請時期 : **10月から** 11月
申請方法 : **郵送**
申請項目 : 事業者の名称、住所、**A、B、C...**



有効期間 : **決算月の翌月から起算して1年8か月**
申請時期 : **12月から** 1月
申請方法 : **申請システム**
申請項目 : 事業者の名称、住所、**A、D、E...**

申請項目等の例

・事業者の名称
・住所
・代表者氏名
・連絡先
・営業年数

・工事の経歴
・ISO認証取得
・障害者の法定雇用率達成状況
・地方公共団体独自の表彰実績
・地域貢献活動の状況
・防災協定の締結状況
⋮

全団体共通

独自項目

R3に標準項目を設定

➔ 地方公共団体の調達関連手続の詳細は、財務規則等で規定。

各団体の契約の規模や内容の実態その他の地域の実情が様々であることから、多様となっている。

(参考) 経済団体からの要望

(新経済連盟、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会、日本経済団体連合会、日本商工会議所からヒアリング)

- 地方公共団体ごとに異なる様式・項目等を共通化すること
- 署名や押印を見直すとともに、電子申請システム等を整備し、手続をデジタル完結できるようにすること
- 単一の電子申請プラットフォームから申請等を行えるようにすること (ワンスオンリー化)

↔ 全国商工会連合会や全国中小企業団体中央会からは、デジタル化によって、地域の小規模事業者が調達から排除されることのないようにすべきとの意見や、地方自治の観点から、地方公共団体ごとの評価・加点要素を残すことが重要との意見もある。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等について

1. 地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知) (令和3年10月19日付け総務省通知・要約)

- 規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）を踏まえ、各地方公共団体において活用されることを目的として、**地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目及び標準の添付資料（以下「標準項目等」という。）**を取りまとめ。
- 標準項目等を活用することは、**事業者の事務負担の軽減に資すること**はもとより、**地方公共団体にとっても**、事業者の入札参加を容易なものとするにより**最適な事業者の選定に寄与すること**や、これまで各地方公共団体が自ら対応していた項目等の見直し作業に係る事務負担が軽減されること等の効果が期待されることから、**標準項目等を積極的に活用するよう要請**。
- 併せて、新型コロナウイルス感染症のまん延防止や行政サービスの効率的・効果的な提供の実現等の観点から、**競争入札参加資格審査申請の電子化・オンライン化について検討すること**や、競争入札参加資格審査申請書に加えて、**見積書や請求書等の支出根拠書類の押印の見直し等にも取り組むことを要請**。

2. 標準項目等の概要

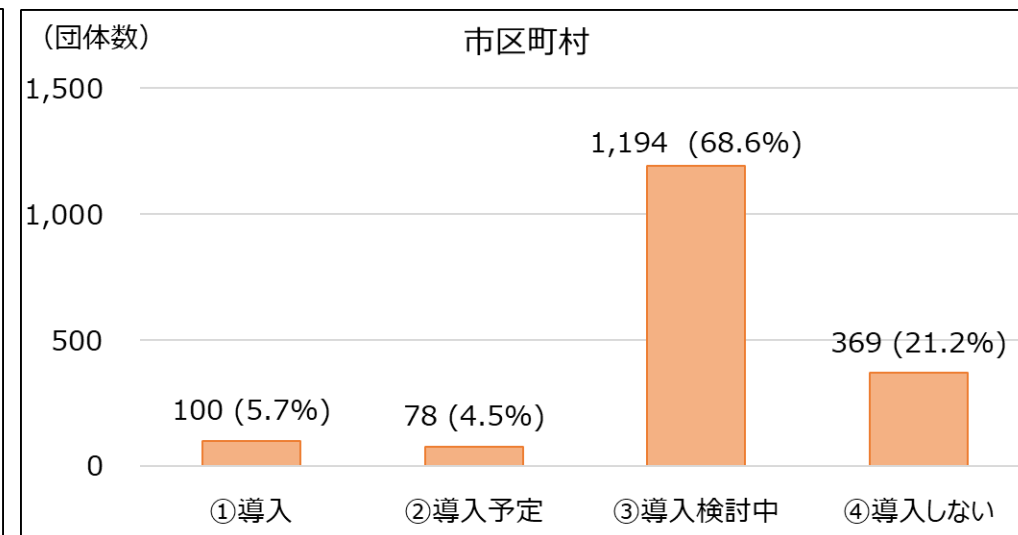
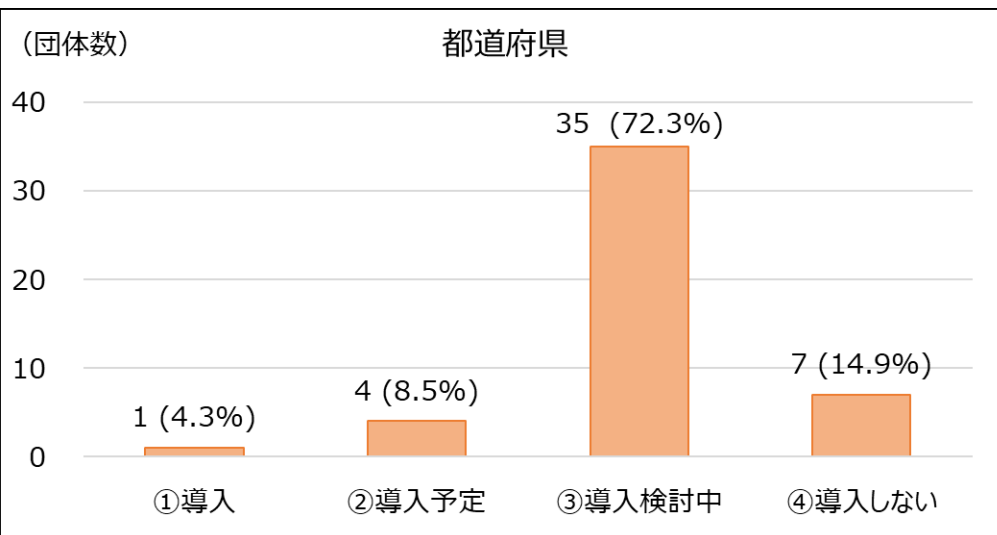
- 国の項目等を参考として以下の3通りの標準項目等を策定。

	標準項目の種類	標準の添付資料
1	建設工事	営業所一覧表、総合評定値通知書の写し、納税証明書、委任状
2	測量・建設コンサルタント等	営業所一覧表、登記事項証明書、登録証明書等、財務諸表類、納税証明書、委任状
3	物品製造・役務の提供等	
その他	競争入札参加資格審査申請書 記載要領	

- 地方公共団体において、必要最低限独自に追加する項目がある場合には、「追加項目等一覧」を策定し公表する。
- 各地方公共団体における標準項目のシステムへの反映に資するよう、「入力フォーム例」を策定。

競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の導入状況（令和4年7月時点）

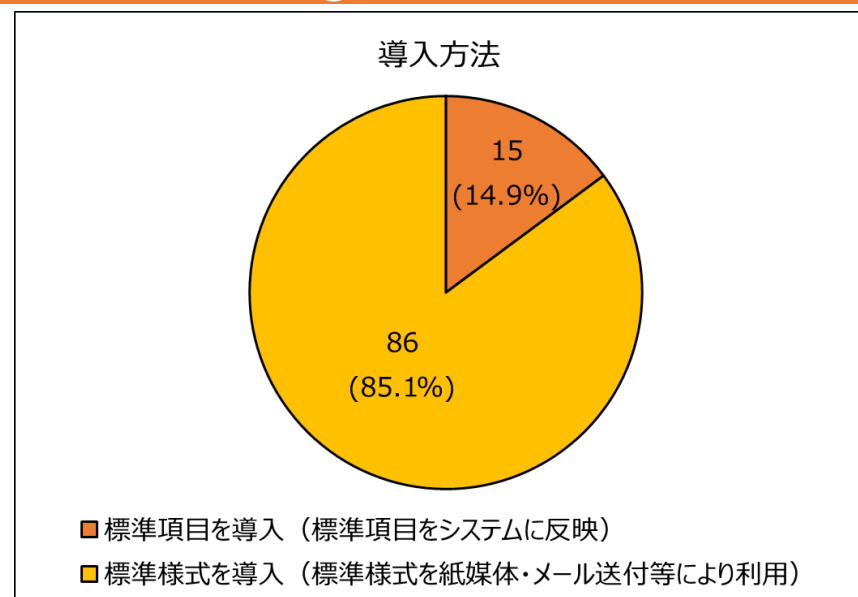
① 導入状況



【導入済】 三重県

【導入予定】 愛媛県、高知県、熊本県、大分県

② 導入方法



■ 標準項目を導入（標準項目をシステムに反映）

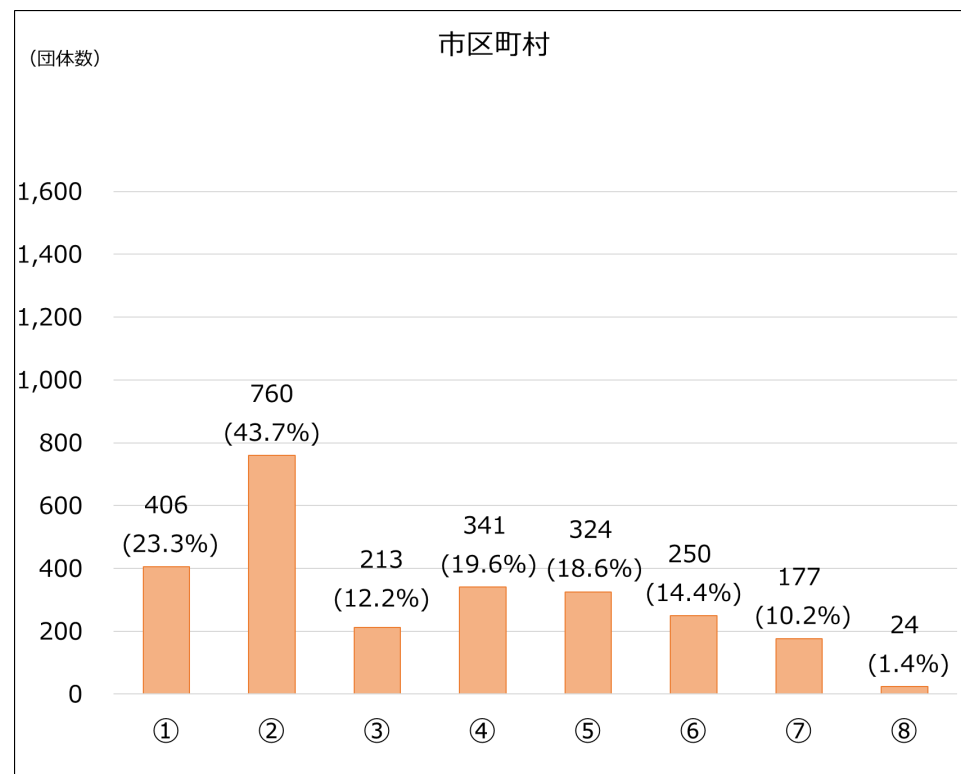
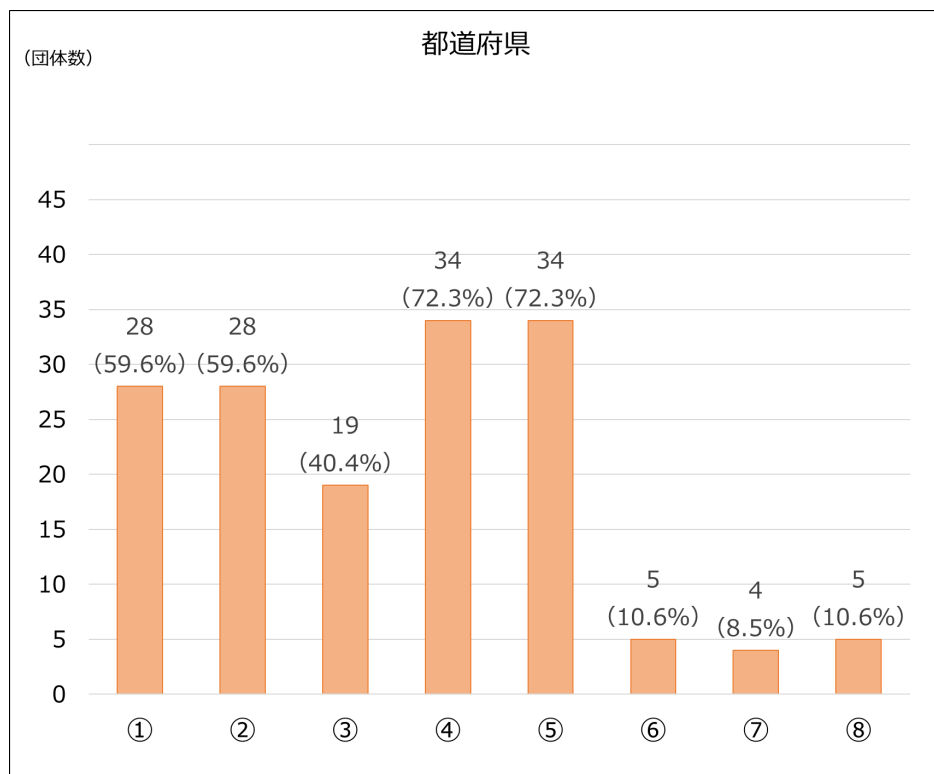
■ 標準様式を導入（標準様式を紙媒体・メール送付等により利用）

調達関連手続の電子化・オンライン化の状況①

- 調達関連手続（物品製造等）に係るシステムの構築は、都道府県においては、④案件情報公開（72.3%）、⑤電子入札（72.3%）が比較的進んでいる一方で、⑥契約書の管理（10.6%）等、その他のシステムについては十分に進んでいない。
- また、市区町村においては、いずれのシステムについても構築が十分に進んでいない。
- ※ なお、経済団体からは、一連の調達関連手続について、共通システムやポータルサイト等を通じて行うことができるようにするよう求める声があるところ。

【システム構築の状況（物品製造等）】

※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成



【凡例】

- ① 入札参加資格審査システム等
- ② 事業者登録システム等
- ③ 見積書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ④ 案件情報公開システム等
- ⑤ 電子入札システム
- ⑥ 契約書の管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ⑦ 請求書の管理、支払管理等に関するシステム等（契約管理システム等）
- ⑧ その他（例：財務会計システム、土木設計積算システム、建設情報共有システム、電子納品保管管理システム等）

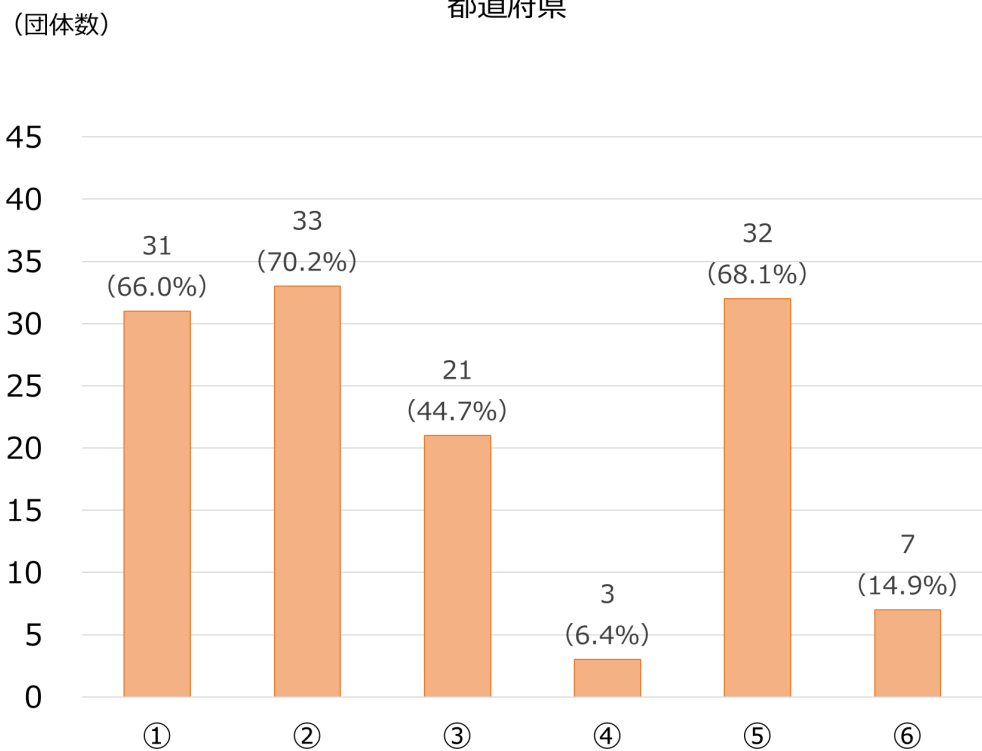
調達関連手続の電子化・オンライン化の状況②

- 地方公共団体の調達関連手続のうち、④契約の締結については、法令上、書面で手続を行う場合に記名押印が必要とされている。契約内容を記録した電磁的記録を作成して電子署名を講ずる場合には、記名押印は不要となるが、契約の締結において押印を見直した（電子契約を導入した）地方公共団体は、都道府県・市区町村ともに少数に留まっている。
- その他の手続については、法令上、記名押印について規定されていないところ、都道府県においては、①入札参加資格審査申請、②見積書等の提出、⑤請求書の提出に係る押印の見直しが進められてきているが、市区町村においては、いずれの手続についても押印の見直しが十分に進んでいない。

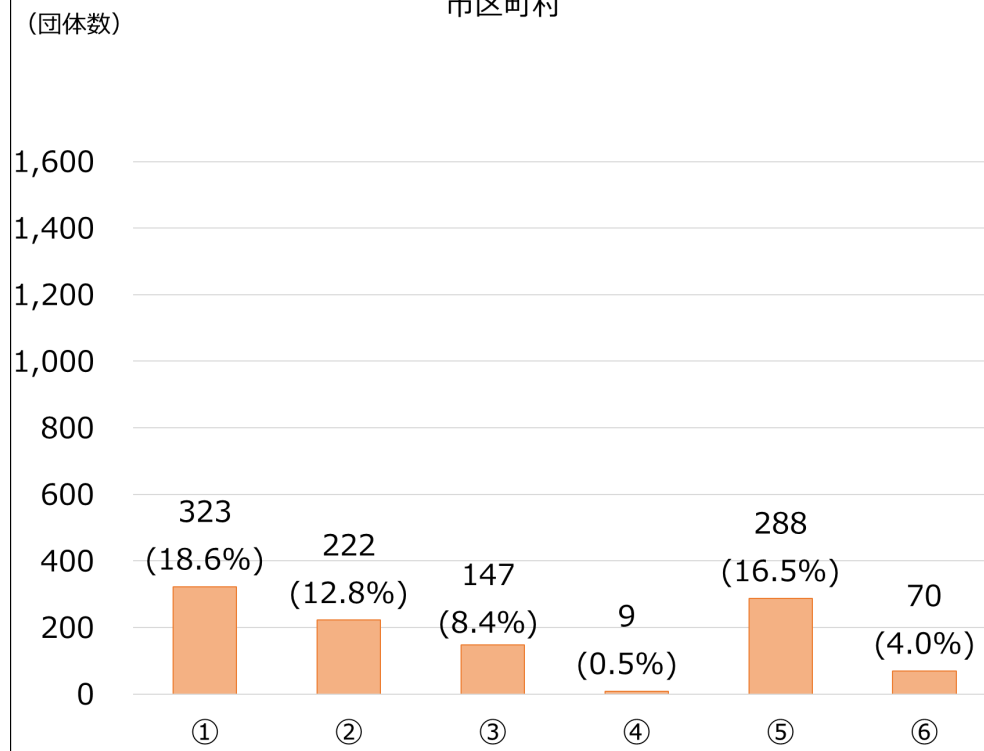
【押印の見直しの状況（物品製造等）】

※ 競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果（令和4年12月総務省）を基に作成

都道府県



市区町村



【凡例】

- ① 入札参加資格審査申請（申請様式や必要書類）
- ② 見積書の提出（見積書等）
- ③ 入札（入札書等）
- ④ 契約の締結（契約書等）
- ⑤ 請求書の提出（請求書等）
- ⑥ その他

規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）（抄）

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
4	地方公共団体の調達に関する一連の手の続のデジタル化	<p>a <u>総務省は、地方公共団体の調達に関する一連の手の続について、形式的に書面、押印の電子化を図るのではなく、機械可読な形式で電子化を図ることやワンスオンリーを実現することにより、地方公共団体・事業者双方にとっての利便性を向上すべきとの意見があることを踏まえ、当該手の続の標準化等について、地方公共団体における当該手の続のデジタル化の状況や国における情報連携の基盤整備の進捗等の動向を考慮しつつ、地方公共団体や民間事業者等からの意見を聞きながら、今後の取組の方向性に係る検討を速やかに行い、一定の結論を得る。</u>また、総務省は、地方公共団体において、競争入札参加資格審査申請に係る標準項目が十分に普及するよう、継続して必要な措置を講ずる。</p> <p>b 総務省は、地方公共団体の公共調達関連に係る書面、押印の取扱いについて、令和4年12月に取りまとめた「競争入札参加資格審査申請に係る標準項目等の活用状況に係るフォローアップ等調査の結果」を踏まえ、書面、押印を継続して求めている地方公共団体に対して、速やかな書面、押印の見直しを引き続き求めることとする。</p>	<p>a : (前段) <u>令和5年中に今後の取組の方向性を取りまとめる、</u> (後段) 継続的に措置</p> <p>b : 速やかに措置</p>	総務省

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会について

開催趣旨

これからの社会経済情勢の変化に地方公共団体が即応していくため、地方公共団体の政策形成手続や行政運営をはじめ社会経済活動全般の効率化を図る観点から、地方財務会計制度全般の見直しについて幅広く議論を行うことを目的として「新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会」を開催する。

構成員

座長 高橋 滋	法政大学法学部教授		
石川 恵子	日本大学経済学部産業経営学科教授	木村 琢磨	千葉大学大学院社会科学研究院教授
大脇 成昭	九州大学大学院法学研究院教授	小西 敦	静岡県立大学経営情報学部教授
片桐 直人	大阪大学大学院高等司法研究科准教授	建部 雅	成蹊大学法学部教授

開催状況

【令和4年】

11/22 調達関連手続の現状と課題①

【令和5年】

3/29 調達関連手続の現状と課題②（経済団体ヒアリング）

5/11 調達関連手続の現状と課題③（ベンダー事業者ヒアリング）

9/14 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る今後の議論に向けた論点整理

10/17 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた論点と考え方

11/1 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書試案）

11/30 調達関連手続の共通化・デジタル化に向けた取組の方向性（報告書案）

新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会報告書（概要）

1. 調達関連手続についての現状認識と取組の必要性

- 調達関連手続の詳細は、地方公共団体の財務規則等で規定。この結果、地方公共団体は、地域の実情を踏まえて契約を締結することが可能となっている一方で、様式・項目等が地方公共団体ごとに異なっている。また、オンライン化も十分には進んでいない。
- 総務省においては、令和3年に入札参加資格審査申請の標準項目等を取りまとめ、地方公共団体にその活用及び申請の電子化・オンライン化を助言。
- 社会全体のDXが求められる中、地方公共団体・事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、調達関連手続のデジタル完結・ワンズオンリー化を実現することが重要。様式・項目等の共通化についても、さらに踏み込んだ取組を行う必要。

2. 共通化・デジタル化に向けた今後の取組の方向性

以下の取組の方向性について、地方公共団体の意見を聞きながら、具体化に向けた検討を進めることが考えられる。

様式・項目等

入札参加資格審査手続

- ワンズオンリー化の実現に向け、様式・項目等の共通化について踏み込んだ取組が必要。
➔ ①に加えて②を任意に選択して設け、必要に応じて③を設定可能とする

令和3年標準項目

- ・事業者名称、住所、代表者氏名
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

標準項目を設定
→ 全体共通

今後の取組

- ・事業者名称、住所、代表者氏名 ①
- ・営業年数
- ・建設業許可番号 等
- ・工事の経歴 ②
- ・ISO認証取得
- ・障害者の法定雇用率達成状況 等 ③
- ・地域貢献活動の状況
- ・防災協定の締結状況
- ⋮

多数の団体が設定
→ 独自項目
新たに共通化

※ 契約の適正な履行を確保する観点から、地方公共団体が、事業者の能力等を判定するため、必要な範囲内で項目等を設定できるようにする必要

➔ 申請方法（申請時期・受付方法等）の共通化を促す

※ かつて、地方公共団体や事業者の事務負担を増加させないよう考慮する必要

システム

- オンライン化を促すとともに、共通システムの整備については、都道府県単位で共同システムを整備する方法（14の府県で実績）や、国の政府調達関連システムの機能を地方公共団体が活用する方法、全地方公共団体共通のシステムを整備する方法が考えられるが、実現可能性を含めて、地方公共団体の意見を聞きながら具体的な検討が必要。
※ 様式・項目等の共通化が前提。

入札参加資格審査以降の手続 〔入札公告、入札、契約、完了届、請求等〕

- 入札参加資格審査申請と異なり、入札や完了届の提出等は、地方公共団体と事業者が個別に対応するものであって、同じ情報を複数団体に提出するようなものではない。
- 一方で、積極的に差異を設ける必要性も大きくはない。
- ➔ 広域で又は全国的に共通システムを整備することを前提として共通化することも考えられる

3. 今後の取組の進め方

- 総務省・地方公共団体でワーキングチームを立上げ。各省庁の取組とも連携して、共通化する具体的な様式・項目・申請方法等やデジタル化の方法を検討。

- メリットや必要性（システム整備・運用コストの抑制、入札不調・不落の減少等）が地方公共団体に十分認識されるよう周知することが重要。その際、経済団体やベンダー事業者の協力を得ることが重要。

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会（概要）

1. 検討会の趣旨・目的等

- 社会全体のデジタルトランスフォーメーションが求められる中で、地方公共団体の調達関連手続についても、**地方公共団体ごとに異なる項目等を共通化**することや、**デジタル完結・ワンズオンリー化**を実現していくことが要請されている。
- 地方公共団体及び事業者の事務処理の効率化や利便性の向上を図る観点から、
 - ・ 入札参加資格審査の申請項目等や申請方法等の共通化
 - ・ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備等のデジタル化の方法 等**調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について検討するため、検討会を開催する。**

2. 検討会の構成

メンバー 愛知県、滋賀県、千葉市、盛岡市、町田市、福岡県粕屋町、関西広域連合、山梨県市町村総合事務組合、総務省

オブザーバー 全国知事会、全国市長会、全国町村会、内閣府（規制改革推進室）、デジタル庁

※ 調達関連手続の共通化・デジタル化に係る取組について**具体的な検討を行うため、部会を開催する。**

地方公共団体の調達関連手続の共通化・デジタル化に係る実務検討会

項目・申請方法等 検討部会

※ 調達関連手続の項目等や申請方法等の共通化
に関し具体的な検討

システム検討部会

※ 調達関連手続のデジタル化に関し具体的な検討

検討会における当面の検討の進め方

1. 当面の検討の内容

- 調達の種類には、建設工事、測量・建設コンサルタント、物品・役務等があるが、地方公共団体ごとの項目等の状況や国における共通システムの整備状況を踏まえ、**まずは、物品・役務等から以下に係る検討**を行うこととする。
 - ① 入札参加資格審査申請に係る共通の項目等
 - ② 入札参加資格審査申請に係る共通の申請方法等
 - ③ 広域又は全国的な地方公共団体共通の調達関連システムの整備の方向性

2. 当面の検討の進め方（案）

- 地方公共団体において幅広く用いられる項目・申請方法等や調達関連システム等とするため、地方公共団体の具体的な事務処理の方法や体制等、現場の実態を踏まえて検討する必要があるのではないかと。
- このため、当面、**部会において項目・申請方法等、システム整備の方向性等の案を作成した上で、全地方公共団体に意見照会**を行いながら、検討を進めることとしてはどうか。

項目・申請方法等 検討部会

- ① 共通化の取組の**方向性の検討**
※ 報告書で提示された共通化の取組案も踏まえて検討
- ② 共通の項目・申請方法等の**たたき台の作成**
- ③ 全地方公共団体への**意見照会①**
- ④ 共通の項目・申請方法等の**案の作成**
※ 意見照会の結果を反映
- ⑤ 全地方公共団体への**意見照会②**

システム検討部会

- ① **システム整備の在り方の検討**
※ 報告書で提示された共通システム案も踏まえて検討
 - i 都道府県単位での共同の調達関連システム
 - ii 国の政府調達関連システム（地方公共団体が活用）
 - iii 新たな全地方公共団体共通の調達関連システム
- ② 全地方公共団体への**意見照会**
- ③ **システム整備の方向性の検討**
※ 意見照会の結果を反映

(参考) 国の調達関連手続の状況について

- 国の調達関連手続のうち、**「物品・役務」**の調達手続については、**各省庁共通の「政府調達関連システム」**によって行われている。
- **「公共工事」**のうち、**入札参加資格審査申請の受付**については、国土交通省をはじめとする公共工事の発注が多い省庁においては、これらの省庁が共同で運営する**「インターネット一元受付システム」**により行われており、その他の省庁においては、各省庁の個別システムや郵送等により行われている。また、**入札参加資格審査以降の手続**については、**各省庁の個別システム等**により行われている。

物品・役務（政府調達関連システム）

- **政府調達関連システム**は、①入札参加資格（全省庁統一資格）の申請受付・審査、入札、契約、検査、請求業務に係る機能を提供する**電子調達システム（GEPS：ジープス）**と、②電子調達システムのフロントエンドとして調達情報の公表・案件検索・利用者管理の機能を提供する**調達ポータル（PP：ピーピー）**で構成されている。
- 事業者は、調達ポータルを通じて全省庁の調達案件の閲覧、電子入札、電子契約、請求等に係る手続をオンラインで行うことが可能となっており、また、各省庁においても、調達に係る入札参加資格審査、入札の公告をはじめとする調達関連手続を電子調達システム上で行うことが可能となっている。
- ※ なお、国の調達ポータル上の案件情報に、地方公共団体の調達案件を掲載する機能は実装されている。（現状、活用はされていない。）

公共工事（インターネット一元受付システム等の各省システム）

- 公共工事の調達については、物品・役務の調達のように、全省庁共通の統一的なシステムが構築されておらず、入札参加資格審査については、公共工事の発注が多い省庁（国土交通省、農林水産省、文部科学省等）において、**インターネット一元受付システムで共通で受け付けて**いる。
- インターネット一元受付システムで受け付けた申請データ（申請項目、必要書類）については、システムを管理する委託業者が、申請先の省庁ごとにとりまとめて各省庁にメール等で各省庁に送付しており、各省庁においては、当該データを基に個別に審査をしている。（各省庁においては、共通の申請項目・必要書類に追加して、各省庁個別に追加の申請項目、必要書類の提出を求めている。）

(参考) 国土交通省の建設工事の例

入札参加資格審査をインターネット一元受付システム、入札の公告から開札までを電子入札システム（国土交通省の個別システム）、契約から支払までの手続を電子契約システム（デジタル庁が省庁に提供しているシステム）で行っている。